

(別紙 10)

狩猟免許等取得支援補助金交付条件等遵守確約書

次の猟免許等取得支援補助金交付条件等を遵守することを確約します。

- 1 補助金の交付を受けた日から起算して8年を経過する日までは、猟友会から脱会しません。
- 2 補助金の交付を受けた日から起算して8年を経過する日までは、捕獲業務に従事します。
- 3 補助金の交付を受けて取得した銃器等については、取得した日から起算して8年を経過する日までは、売却等をしません。
- 4 1から3までの交付条件（以下「交付条件という。」）に違反した、又は違反することが確実となった場合（秋田県外へ転出することになった場合を含む）は、速やかに、別紙申出書（別紙8）を提出します。
- 5 交付条件に違反したときは、補助金の全部又は一部の返還に応じます。

令和 年 月 日

住所

氏名

㊞